



金沢市公報

第2510号

平成18年(2006年)3月1日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

目次	ページ
告示	
地縁による団体の告示された事項の変更について (市民参画課)	1
生活保護法の規定に基づく医療扶助のための医療を担当させる機関の指定について (生活支援課)	2
生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止について (")	3
生活保護法の規定に基づく医療扶助のための施術を担当させる者の指定について (")	3
生活保護法の規定に基づき指定を受けた施術者の施術所の廃止について (")	3
金沢市高齢者等の生活自立のための住まいづくりに関する融資条例の規定に基づく貸付金の利率について (長寿福祉課)	3
金沢市都市計画事業に伴う住宅建設資金の利率について (都市計画課)	4
市道の区域の変更について (道路管理課)	4
道路の供用の開始について (")	4
車両制限令の規定に基づく道路の指定及び当該道路の通行方法について (")	4
金沢市がけ地防災工事資金の利率について (建築指導課)	5
建築基準法の規定に基づく特定工程及び特定工程後の工程の指定について (")	5

金沢市消防用設備等設置資金の利率について (予防課)	6
公告	
地区計画等の原案の縦覧について(都市計画課)	6
建築基準法の規定に基づく道路の指定について (建築指導課)	6
開発行為に関する工事の完了について (")	6
金沢市農用地利用集積計画を定めたことについて (農業委員会事務局)	7
選挙管理委員会告示	
在外選挙人名簿から抹消した者について (選挙管理委員会)	7
公営企業告示	
金沢市ガス供給条例の規定に基づく調整単位料金の算定について (経営企画課)	7
金沢市液化石油ガス供給条例の規定に基づく調整単位料金の算定について (")	8
公営企業公告	
指定給水装置工事事業者の指定について (企業総務課)	9
指定給水装置工事事業者の事業の廃止について (")	9
下水道排水設備工事事業者の指定について (")	10

告 示

●金沢市告示第42号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示します。

平成18年3月1日

金沢市長 山 出 保

区分	変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
つつじが丘町会	代表者の氏名及び住所	西 昭 夫 金沢市つつじが丘30番地	松 岡 仲 彦 金沢市つつじが丘130番地	平成17年4月3日
		中 谷 一 男 金沢市つつじが丘161番地	西 昭 夫 金沢市つつじが丘30番地	平成16年4月4日

		桶谷 忠彦 金沢市つつじが丘287番地	中谷 一男 金沢市つつじが丘161番地	平成15年4月6日
		今井 勝彦 金沢市つつじが丘205番地	桶谷 忠彦 金沢市つつじが丘287番地	平成14年4月7日
		松田 俊克 金沢市つつじが丘78番地	今井 勝彦 金沢市つつじが丘205番地	平成13年4月8日
		初道 茂樹 金沢市つつじが丘20番地	松田 俊克 金沢市つつじが丘78番地	平成12年4月2日
		宮下 貞夫 金沢市つつじが丘138番地	初道 茂樹 金沢市つつじが丘20番地	平成11年4月4日
四十万第一 町会	事 務 所 の 所 在 地	金沢市四十万5丁目129番地	金沢市四十万5丁目155番地	平成16年3月20日
		金沢市四十万町北イ110番地	金沢市四十万5丁目129番地	平成14年3月27日
		金沢市四十万町北イ107番地	金沢市四十万町北イ110番地	平成13年3月22日
	代表者の氏名 及 び 住 所	竹内 良彦 金沢市四十万5丁目129番地	谷本 安之 金沢市四十万5丁目155番地	平成16年3月20日
		森田 外喜男 金沢市四十万町北イ110番地	竹内 良彦 金沢市四十万5丁目129番地	平成14年3月27日
		出和 弘二 金沢市四十万町北イ107番地	森田 外喜男 金沢市四十万町北イ110番地	平成13年3月22日
土清水第一 町会	代表者の氏名 及 び 住 所	西野 司典 金沢市土清水2丁目183番地1	出口 勝男 金沢市土清水2丁目406番地	平成17年4月1日
		和田 眞一 金沢市土清水1丁目33番地	西野 司典 金沢市土清水2丁目183番地1	平成16年4月1日
		高嶋 勲夫 金沢市土清水2丁目347番地	和田 眞一 金沢市土清水1丁目33番地	平成15年4月1日
		南口 定夫 金沢市土清水2丁目307番地	高嶋 勲夫 金沢市土清水2丁目347番地	平成14年4月1日
専光寺中町 会	代表者の氏名 及 び 住 所	高橋 浩市 金沢市専光寺町タ18番地2	前口 崇博 金沢市専光寺町ワ130番地	平成18年1月22日

●金沢市告示第43号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を指定したので、同法第55条の2の規定により、次のとおり告示します。

平成18年3月1日

金沢市長 山 出 保

名 称	所 在 地	指定年月日
なからい小児科クリニック	金沢市田上第5土地区画整理地10街区1番地	平成17年11月1日
鞍月あおぞら薬局	金沢市鞍月東1丁目8番地2	平成17年11月1日
とくひさ中央薬局	金沢市野町1丁目3番64号	平成17年11月1日
たけうち内科クリニック	金沢市涌波1丁目7番1号	平成17年11月1日
わかひの薬局	金沢市稚日野町北23番地	平成17年11月9日
医療法人社団 中央会 金沢 有松病院	金沢市有松5丁目1番7号	平成17年12月1日
しょうじ歯科医院	金沢市八田町東905番地	平成17年12月1日
ハッピー歯科医院	金沢市八日市5丁目559番地	平成17年12月1日
梅田医院	金沢市北安江2丁目7番22号	平成18年1月1日

岸谷内科医院	金沢市袋板屋町西39番地	平成18年1月1日
小林歯科医院	金沢市博労町74	平成18年1月1日

●金沢市告示第44号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から医療機関を廃止する旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により、次のとおり告示します。

平成18年3月1日

金沢市長 山 出 保

名 称	所 在 地	廃止年月日
村上医院	金沢市山科1丁目5番16号	平成17年10月30日
なからい小児科クリニック	金沢市田上第5土地区画整理地10街区	平成17年10月31日
ワカヒノ薬局	金沢市稚日野町北23番地	平成17年11月8日
小原医院	金沢市三口新町3丁目13番22号	平成17年11月30日
金沢有松病院	金沢市有松5丁目1番7号	平成17年11月30日
しょうじ歯科医院	金沢市本町2丁目8番11号 本町ビル1F	平成17年11月30日
梅田医院	金沢市北安江2丁目7番22号	平成17年12月31日
岸谷内科医院	金沢市袋板屋町西39番地	平成17年12月31日
小林歯科医院	金沢市博労町74	平成17年12月31日
三井薬局	金沢市片町2丁目27番12号	平成17年12月31日

●金沢市告示第45号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる者を指定したので、同法第55条の2の規定により、次のとおり告示します。

平成18年3月1日

金沢市長 山 出 保

施 術 者	施 術 所		指定年月日
	名 称	所 在 地	
新 田 尚 史	ひまわり接骨院	金沢市長田2丁目26番5号203	平成17年11月1日
日 下 泰 夫	有限会社 くさかコンディショニングスタジオ	金沢市新保本1丁目255番地5	平成17年11月21日

●金沢市告示第46号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2の規定により、指定を受けた施術者から施術所を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により、次のとおり告示します。

平成18年3月1日

金沢市長 山 出 保

施 術 者	施 術 所		廃止年月日
	名 称	所 在 地	
日 下 泰 夫	くさか接骨院	金沢市新保本1丁目255番地5	平成17年11月20日

●金沢市告示第47号

金沢市高齢者等の生活自立のための住まいづくりに関する融資条例（昭和56年条例第3号）第6条第1項の規定により、貸付金に係る利率を年1.8パーセントと定めたので、同条第2項の規定により告示し、平成18年3月1日以後の申込者について適用します。

平成18年3月1日

金沢市長 山 出 保

●金沢市告示第48号

金沢市都市計画事業に伴う住宅建設資金融資条例（昭和55年条例第1号）第6条第1項の規定により、貸付金に係る利率を年2.0パーセントと定めたので、同条第2項の規定により告示し、平成18年3月1日以後の申込者について適用します。

平成18年3月1日

金沢市長 山 出 保

●金沢市告示第49号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり市道の区域を変更します。

なお、その関係図面は、金沢市都市整備局土木部道路管理課において平成18年3月1日から同月15日まで一般の縦覧に供します。

平成18年3月1日

金沢市長 山 出 保

道路の種類	路 線 名	区 間	新旧の別	幅員(m)	延長(m)
一般市道	大 手 町 線 4 号	大手町 37番 先から	旧	10.4～11.8	72
		大手町 48番 先まで	新	10.8～21.5	72
一般市道	鞍 月 33 号 大 友 1 丁 目 線 10 号	大友1丁目 21番 先から	旧	3.2～3.8	27
		大友1丁目 22番1先まで	新	5.6～6.2	27

●金沢市告示第50号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、その区間を表示した図面は、金沢市都市整備局土木部道路管理課において平成18年3月1日から同月15日まで一般の縦覧に供します。

平成18年3月1日

金沢市長 山 出 保

路 線 名	区 間	供用開始日
鞍 月 33 号 大 友 1 丁 目 線 10 号	大友1丁目 大友1丁目	21番 先から 22番1先まで
		平成18年3月1日

●金沢市告示第51号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第3号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を指定し、及び同令第10条第1項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定めるので、車両の通行の許可の手續等を定める省令（昭和36年建設省令第28号）第2条第2項の規定により告示します。

平成18年3月1日

金沢市長 山 出 保

1 指定する道路の路線名及び区間

路 線 名	区 間
1級幹線126号戸水町線	金沢市寺中町水74番18先から金沢市戸水2丁目164番先まで

2 指定する期日 平成18年4月1日

3 通行方法

1の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

(1) 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

(2) 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上及び縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上及び縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

(3) 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認のうえ走行すること。

●金沢市告示第52号

金沢市がけ地防災工事資金融資条例（昭和49年条例第1号）第7条第1項の規定により、貸付金に係る利率を年2.0パーセントと定めたので、同条第2項の規定により告示し、平成18年3月1日以降の申込者について適用します。

平成18年3月1日

金沢市長 山 出 保

●金沢市告示第53号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第7条の3第1項及び第6項の規定により、特定工程及び特定工程後の工程を次のように指定する。

平成18年3月1日

金沢市長 山 出 保

1 中間検査を行う区域

市内全域

2 中間検査を行う期間

平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

3 中間検査を行う建築物

一の建築物における新築、増築又は改築に係る部分が、次のいずれかに該当する建築物とする。

(1) 一戸建て住宅、共同住宅その他これらに類する住宅で、分譲を目的とするもの

(2) 法別表第1（い）欄（一）項から（四）項までに掲げる用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートルを超える建築物で地階を除く階数が3以上のもの

4 指定する特定工程

次に掲げる工程を特定工程とする。ただし、(1)から(4)までに掲げる工程のうち2以上の工程に該当する場合はいずれか早期のものを、(1)から(4)までのいずれかに掲げる工程を2以上に分けて施工する場合は2以上に分けた工程のうちいずれか早期のものを特定工程とする。

(1) 鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造その他これらに類する構造にあっては、1階の鉄骨その他の構造部材の建て方工事

(2) 鉄筋コンクリート造その他これに類する構造にあっては、2階のはり及び床の配筋工事。ただし、当該工事を現場で行わないものは、2階のはり及び床版の取付け工事

(3) 木造にあっては、屋根工事

(4) (1)から(3)までに規定する構造以外のものにあっては、2階の床工事

5 指定する特定工程後の工程

次に掲げる工程を特定工程後の工程とする。ただし、既存建築物の全部又はその一部が存することのみにより法その他の建築基準関係規定に適合しない場合は、最上階の内装工事を特定工程後の工程とする。

(1) 鉄骨造その他これに類する構造にあっては、2階の床版の取付け工事又は型枠工事その他これらに類する工事

(2) 鉄骨鉄筋コンクリート造その他これに類する構造にあっては、柱又ははりの配筋工事

(3) 鉄筋コンクリート造その他これらに類する構造にあっては、2階のはり及び床のコンクリート打込み工事。た

だし、当該工事を現場で行わないものは、2階の柱又は壁の取付け工事

- (4) 木造にあっては、壁の外装工事又は内装工事
- (5) (1)から(4)までに規定する構造以外のものについては、2階の柱又は壁の取付け工事

6 適用の除外

次のいずれかに該当する建築物については、この告示の規定は、適用しない。

- (1) 法第18条又は第85条の適用を受ける建築物
- (2) 法第68条の20第1項に規定する認証型式部材等を有する建築物
- (3) 住宅金融公庫法（昭和25年法律第156号）の規定に基づく資金の貸付けの対象となる建築物
- (4) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項の規定による住宅性能評価書の交付を受ける建築物

附 則

この告示は、平成18年4月1日から施行し、同日以後に法第6条第1項の規定により確認の申請書を提出する建築物及び法第6条の2第1項に規定する確認を受けるための書類を提出する建築物について適用する。

●金沢市告示第54号

金沢市消防用設備等設置金融資産条例（昭和48年条例第6号）第7条第1項の規定により、貸付金に係る利率を年1.80パーセントと定めたので、同条第2項の規定により告示し、平成18年3月1日以後の申込者について適用します。

平成18年3月1日

金沢市長 山 出 保

公 告

金沢市地区計画等の案の作成手続に関する条例（昭和62年条例第46号）第2条の規定により、次の地区計画等の原案を平成18年3月2日から同月15日まで金沢市都市整備局都市計画課において公衆の縦覧に供します。

なお、この地区計画等の原案に関する区域内の土地の所有者その他利害関係者は、この地区計画の原案について、平成18年3月2日から同月22日までに、金沢市長に意見書を提出することができます。

平成18年3月1日

金沢市長 山 出 保

地区計画等の種類	地区計画等の名称	地区計画等の位置	地区計画等の区域
地区計画	無量寺第二地区地区計画	金沢市無量寺町及び畝田東4丁目 の各一部	別図（登載省略）のとおり
地区計画	塚崎南地区地区計画	金沢市塚崎町の一部	別図（登載省略）のとおり

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定による道路として、平成18年2月20日に次のとおり指定したので公告します。

平成18年3月1日

金沢市長 山 出 保

路 線 名	道 路 と し て 指 定 し た 区 間			
	起 点	終 点	幅員(m)	延長(m)
一般市道長土堀 3丁目線13号	金沢市長土堀3丁目90番1先から	金沢市長土堀3丁目90番1先まで	8.0~8.5	52.5

次の開発行為に関する工事が完了し、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告します。

平成18年3月1日

金沢市長 山 出 保

1

開発区域に含まれる地域の名称	公共施設の種類、位置及び区域	開発許可を受けた者の住所及び氏名
金沢市近岡町558番1及び558番3から558番7まで並びに金沢市所管の法定外公共物の一部	道路 金沢市近岡町558番1及び558番7並びに金沢市所管の法定外公共物の一部	金沢市近岡町378番地1 有限会社 彩喜不動産 代表取締役 西本 外喜雄
金沢市泉が丘2丁目273番1、274番1、274番3、276番1、276番3、277番1、278番1、279番1、279番3、281番1、281番4、282番1、283番1、284番1、286番1、287番1、288番1、289番1、290番1、291番1、297番、298番、299番、300番、301番1及び301番2並びに金沢市所管の法定外公共物の一部	道路 金沢市泉が丘2丁目301番2及び金沢市所管の法定外公共物の一部	富山県射水市流通センター水戸田3丁目4番地 アルビス株式会社 代表取締役 大森 実

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、金沢市農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告します。

なお、当該金沢市農用地利用集積計画を金沢市農業委員会事務局に備え置いて縦覧に供します。

平成18年3月1日

金 沢 市 長 山 出 保

選挙管理委員会告示

●金沢市選挙管理委員会告示第10号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の11の規定により、原田 真紀子ほか2人を在外選挙人名簿から抹消しました。

平成18年3月1日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

公 営 企 業 告 示

●金沢市公営企業告示第3号

金沢市ガス供給条例（昭和60年条例第48号）第20条の3第1項の規定に基づき、調整単位料金を算定したので、同条第3項の規定により、次のとおり告示します。

平成18年3月1日

金 沢 市 公 営 企 業 管 理 者 山 本 文 男

1 平成17年7月1日から同年12月31日までの原料の平均価格等

- (1) 1トン当たり液化プロパン平均価格 55,050円
- (2) 1トン当たり液化ブタン平均価格 57,110円
- (3) 1トン当たり液化天然ガス平均価格 37,710円
- (4) 1トン当たり平均原料価格 48,850円

2 原料価格変動額 17,100円

算式 48,850円（1トン当たり平均原料価格） - 31,740円（1トン当たり基準平均原料価格） = 17,100円（100円未満切捨て）

3 1立方メートル当たり調整単位料金の額

算式 基準単位料金の額 + 17,100円（原料価格変動額） / 100円 × 0.095円

この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額に16.24円を加算した額になります（小数点第3位以下切捨て）。

4 平成18年4月1日から同年9月30日までに検針する分に適用される料金表
(基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が25立方メートルまでの場合)	620円	203円71銭
B表 (1箇月の使用量が25立方メートルを超え 250立方メートルまでの場合)	900円	192円51銭
C表 (1箇月の使用量が250立方メートルを超える場合)	2,550円	185円91銭

●金沢市公営企業告示第4号

金沢市液化石油ガス供給条例(昭和63年条例第5号)第20条の3第1項の規定に基づき、調整単位料金を算定したので、同条第3項の規定により、次のとおり告示します。

平成18年3月1日

金沢市公営企業管理者 山 本 文 男

1 金沢湖陽住宅団地供給地点群及び瑞樹団地供給地点群

(1) 平成17年7月1日から同年12月31日までの平均原料価格

1トン当たり 50,020円(条例第20条の3第2項第1号に規定する算式により算定した金額は、55,050円となるが、同号アに規定する50,020円以上の金額となるため、同号の規定により50,020円とする。)

(2) 原料価格変動額 18,700円

算式 50,020円(1トン当たり平均原料価格) - 31,260円(1トン当たり基準平均原料価格) = 18,700円(100円未満切捨て)

(3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額

算式 基準単位料金の額 + 18,700円(原料価格変動額) / 100円 × 0.204円

この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額に38.14円を加算した額になります(小数点第3位以下切捨て)。

(4) 平成18年4月1日から同年9月30日までに検針する分に適用される料金表

(基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	370円74銭
B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	361円64銭

2 南森本供給地点群

(1) 平成17年7月1日から同年12月31日までの平均原料価格

1トン当たり 33,470円(条例第20条の3第2項第1号に規定する算式により算定した金額は、55,050円となるが、同号イに規定する33,470円以上の金額となるため、同号の規定により33,470円とする。)

(2) 原料価格変動額 12,500円

算式 33,470円(1トン当たり平均原料価格) - 20,920円(1トン当たり基準平均原料価格) = 12,500円(100円未満切捨て)

(3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額

算式 基準単位料金の額 + 12,500円(原料価格変動額) / 100円 × 0.204円

この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額に25.50円を加算した額になります(小数点第3位以下切

捨て)。

- (4) 平成18年4月1日から同年9月30日までに検針する分に適用される料金表
(基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	338円57銭
B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	329円47銭

3 大浦・東蚊爪供給地点群

- (1) 平成17年7月1日から同年12月31日までの平均原料価格

1トン当たり 50,160円 (条例第20条の3第2項第1号に規定する算式により算定した金額は、55,050円となるが、同号ウに規定する50,160円以上の金額となるため、同号の規定により50,160円とする。)

- (2) 原料価格変動額 18,800円

算式 50,160円 (1トン当たり平均原料価格) - 31,350円 (1トン当たり基準平均原料価格) = 18,800円 (100円未満切捨て)

- (3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額

算式 基準単位料金の額 + 18,800円 (原料価格変動額) / 100円 × 0.204円

この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額に38.35円を加算した額になります (小数点第3位以下切捨て)。

- (4) 平成18年4月1日から同年9月30日までに検針する分に適用される料金表
(基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	428円27銭
B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	419円17銭

公 営 企 業 公 告

金沢市水道給水条例 (昭和29年条例第28号) 第7条の2の規定により、平成18年3月1日に次の者を指定給水装置工事事業者として指定したので、金沢市指定給水装置工事事業者規程 (平成9年公営企業管理規程第12号) 第9条の規定により公告します。

平成18年3月1日

金沢市公営企業管理者 山 本 文 男

指定番号	商号又は法人名	所在地
471	株式会社 おりた	かほく市秋浜口2番地23
472	株式会社 木谷プロパン	石川郡野々市町上林5丁目32番地
473	大城エネルギー株式会社金沢支店	金沢市鳴和町夕166番地

金沢市指定給水装置工事事業者規程 (平成9年公営企業管理規程第12号) 第6条の規定により、次の指定給水装置工事事業者から、平成18年2月13日に給水工事の事業を廃止した旨の届出があったので、同規程第9条の規定により公告します。

平成18年3月1日

金沢市公営企業管理者 山 本 文 男

指定番号	商号又は法人名	所 在 地
441	株式会社金沢環境サービス公社	金沢市御影町23番地10号

金沢市下水道排水設備工事業者の指定等に関する規程（平成13年公営企業管理規程第3号）第5条第1項の規定により、平成18年3月1日に次の者を下水道排水設備工事業者として指定したので、同規程第11条の規定により公告します。

平成18年3月1日

金沢市公営企業管理者 山 本 文 男

指定番号	商号又は法人名	所 在 地
485	株式会社 おりた	かほく市秋浜口2番地23
486	株式会社木下リモデル北陸支店金沢営業所	金沢市長土堀2丁目5番地30号メリディアンコート1階
487	有限会社小松基礎工事	小松市栗津町ヲ11の3番地

平成18年(2006年)3月1日	印刷	発行人	金 沢 市
平成18年(2006年)3月1日	発行	発行所	金 沢 市 役 所
		印刷者	前 川 稔
	定価 120円	印刷所	(株) 共 栄
			石川県金沢市玉銚4丁目166番地
			石川県金沢市玉銚4丁目166番地